

# 国、千葉県、松戸市、市川市の各支援金・給付金等の詳細情報

青字：変更箇所

令和3年10月22日時点

名称	申請期間	支給条件である売上減少率	支給額
月次支援金	対象月の翌月から2か月間	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて <b>50%</b> 以上減少していること	中小企業等 上限20万円/月 個人事業主 上限10万円/月
千葉県中小企業等事業継続支援金A	令和3年 12月28日（火）まで	令和3年4月～令和3年 <b>10月</b> までのいずれかひと月の売上が、令和元年又は令和2年の同月比で <b>30%</b> 以上減少していること。	中小企業等20万円 + <b>追加支給10万円</b> 個人事業主10万円 + <b>追加支給5万円</b> 1回限り すでに申請されている方、支給を受けている方の改めての申請は不要で、11月下旬～12月を目途に追加分が支給
千葉県中小企業等事業継続支援金B 令和3年3月31日までに創業した <b>酒類販売事業者等</b> <支援金Aも併せて申請可能>		令和3年4月～令和3年 <b>10月</b> までの期間について、売上が令和元年又は令和2年の同月と比較して <b>70%</b> 以上減少した月がある ひと月でも対象月があれば当該月分が支給対象	中小企業等20万円/月 個人事業主10万円/月 (4月～ <b>10月</b> の <b>7か月</b> 間で 最大 <b>140万円/70万円</b> )
松戸市中小企業サポート給付金	<b>令和3年 12月28日（火）まで</b> <延長>	令和3年1月から5月の売上合計が前年（前々年）と比較して <b>20%</b> 以上減少していること (一時支援金、月次支援金は売上に合算する) ただし、売上減少額（5か月分の差額）が40,000円を下回る場合は本給付の対象外	雇用保険に加入している従業員数（申請日時点）に応じた金額（基準額）と売上等減少額のいずれか低い額
市川市中小法人等事業継続支援金	令和3年11月30日（火）まで	令和3年4月から8月までの各月の売上が、前年又は前々年の同月比で <b>20%</b> 以上減少している者	一律5万円/月 (4月～8月の5か月間で最大25万円)